

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会 報告書骨子（案）

1 はじめに

2 職場における受動喫煙防止対策に係る国内外の動き

(1) 我が国における受動喫煙防止対策

平成 4 年に、快適な職場環境の形成を図る観点から、労働安全衛生法が改正され、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平成 4 年労働省告示第 59 号)が公表され、受動喫煙対策が明記。

平成 15 年 5 月に健康増進法が施行され、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止対策を行うことが努力義務。

平成 8 年制定の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が平成 15 年 5 月に改正され、事業者が全面禁煙又は空間分煙に取り組むことが望ましいものとされた。

(2) 職場における受動喫煙に係る現状

職場における受動喫煙に係る現状は、

「事業所全体を禁煙にしている」又は「喫煙室を設け、それ以外を禁煙にしている」といった有効な措置を講じていない事業場の割合は、全事業場の 54%。特に規模の小さい事業場において取組が進んでいない状況。ただし、事務所全体を禁煙にしている割合は、規模の小さい事業場の方が規模の大きい事業場よりも多い。(平成 19 年労働者健康状況調査)

取組が進まない理由としては、事業場内の合意が得られない、喫煙室を設けるスペースがない、どのように取り組めばよいかわからない、など。(平成 19 年度中央労働災害防止協会調べ)

このような状況のなかで、職場で受動喫煙を受けているとする労働者が 65%、喫煙対策の改善を職場に望む労働者が 92%。(平成 19 年労働者健康状況調査)

となっており、必ずしも職場における受動喫煙対策が十分とはいえない状況。

また、労働者が、職場での受動喫煙で化学物質過敏症になったとして、

会社に慰謝料などを求めた訴訟で、会社側が金銭を支払うことで、平成21年3月に和解したなど、職場における受動喫煙が原因で健康を損なったとして事業者を訴える事案も出てきている。

(3) 国際的動向

世界保健機関(WHO)は、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、受動喫煙防止を始めとした、たばこの規制に関して定めた「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(以下「たばこ規制枠組条約」という。)を策定し、平成17年に発効。

たばこ規制枠組条約の批准や、受動喫煙による健康影響に関する科学的認識を背景に、欧州や米国等の連邦制の国における州を始めとして、屋内の公共の空間や職場などにおける受動喫煙を防止するため、法律等による規制が行われている。

3 受動喫煙の有害性(健康リスク)に係る認識

受動喫煙による健康影響については、たばこ規制枠組条約第8条において、「たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されている」旨、明記されているほか、国際がん研究機関(IARC)の発がん性分類においても、たばこの煙は最も発がん性リスクの高いグループ1(ヒトに対する発がん性が認められる)に位置付けられている。

健康局においてとりまとめた「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」報告書(平成21年3月)においては、国際機関や米英を始めとする諸外国における公的な総括報告に基づき報告を行っており、本検討会においても、当該報告書に掲げた健康リスクを前提とすることが適当。

4 今後の職場における受動喫煙防止対策

(1) 基本的方向

3からすると、職場でばく露するたばこ煙は職場における健康リスク要因。

受動喫煙のない職場が「快適」であることには変わりないが、このように有害性がはっきりと認識されてきていることにかんがみると、今後は、快適職場形成という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点か

ら対策に取り組むことが必要。

職場は労働者が選択することが容易でなく、しかも一定の時間拘束されること、事業者には安全配慮義務があることを考慮に入れると、労働安全衛生法において、労働者の健康障害防止に着目した受動喫煙防止対策を検討することが必要。

(2) 労働安全衛生法における有害物対策の原則

健康障害防止のためには、たばこ煙のばく露防止対策が基本。他方、職場において使用する化学物質についてみると、有害な化学物質は可能な限り使用せず、より安全な原材料に代替することが原則であり、これができない場合、製造許可、密閉設備、局所排気装置等の使用といった「管理しながら使用」する措置を実施。

なお、労働安全衛生法におけるばく露防止対策において、特定の業種や事業場規模による例外を設けるという考え方はとっていない。

(3) たばこ特有の事情

職場におけるたばこ煙の場合は、製造現場等で取り扱われる化学物質と異なり、喫煙する人が発生源。

発生源が当該事業場の労働者であれば、事業者が全面禁煙（事業場全体を常に禁煙とすることをいう。以下同じ。）や空間分煙（一定の要件を満たす喫煙室（以下単に「喫煙室」という。）でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。以下同じ。）に関し、事業場の中でルールを定めて取組を進めることが可能であるが、たばこが販売されている現状をかんがみると、当該事業場において提供されるサービスを利用する顧客に対して禁煙等とすることを事業者に一律に求めることは困難である。特に接客業の場合は、喫煙区域が店舗内（＝職場内）に存在することも多いことから、労働者のたばこ煙へのばく露を完全には防ぐことができない場合がある。

また、受動喫煙は、労働者の勤務する事業場のみならず、家庭やその他の場所においてもその可能性があることから、たばこ煙による健康影響が生じた場合であったとしても、そのすべての原因が職場における受動喫煙とはいえない。

これを踏まえると、受動喫煙防止対策は、現行の労働安全衛生法におけるばく露防止対策にはなじまないものであり、労働安全衛生法上、新たに位置付けることも考えられる。

5 具体的措置

(1) 一般の事務所や工場などの施設

受動喫煙を防止するには、たばこ煙にばく露しない対策を講じる必要があるが、その方法としては、「全面禁煙」又は「空間分煙」とすることが必要。

4(3)の「一定の要件を満たす」とは、喫煙室から喫煙室以外の場所に向かってたばこ煙が漏れないことであり、「分煙効果判定基準」では、喫煙室が満たすべき要件として浮遊粉じん濃度及び一酸化炭素に係る濃度が、喫煙室と喫煙室以外の場所の境界での要件として浮遊粉じん濃度と風速が規定されており、本基準に沿って判断することが適当。

空間分煙においては、喫煙室から喫煙室以外の場所に向かってたばこ煙が漏れないことが重要であるが、効果的な方法は、喫煙室の開口部の広さなどに応じて異なると考えられることから、事業場での具体的な取組事例を把握したうえで、好事例を紹介することも有意義。

(2) 顧客が喫煙するため、(1)の措置が困難な職場

飲食店などの業態においても、顧客にサービスを提供する労働者の受動喫煙防止という観点からは(1)に掲げた措置(食事の提供等のサービスを行わない喫煙専用室の設置を含む。)をとることが必要。

このような業態においては、顧客がたばこ煙の発生源になり得るが、ヒアリングの結果によれば、経営に当たって顧客の喫煙ニーズが重要視される場合があり、また、たばこが販売されている現状をかんがみると、顧客に対して禁煙等とすることを一律に事業者に求めることは困難である。

しかし、その場合、事業場の状況に応じ、換気等による有害物質濃度の低減、適当な場合は保護具の着用等の措置により、可能な限り労働者の受動喫煙を防止することが必要。

このため、措置の効果を評価するための換気量や何らかの濃度基準等の設定のほか、適当な場合にはマスクの使用を検討。

さらに、上乘せの対策メニューとしては、ばく露時間を短縮するための禁煙タイムの導入などが考えられる。

(3) その他の対策

喫煙区域又は禁煙区域が明確になるよう、区域分けの表示等を行い、労働者などに周知することが必要。

受動喫煙防止対策の取組を円滑かつ継続的に実施するためには、事業者及び労働者双方が対策の必要性を理解することが必要であることから、受動喫煙による健康影響について、事業者及び労働者に対して教育を行うことが必要。

組織的・継続的に受動喫煙防止対策の取組を進めていくことが必要であり、そのために、事業場内で行う受動喫煙防止対策について、これを検討する組織の設置、事業場内の責任者の明確化などの体制整備が必要。

屋外に喫煙所等を設置する場合は、たばこ煙が屋内に流入しないなど屋内の労働者が受動喫煙しないような措置とることが必要。

(4) 受動喫煙防止措置に係る責務のあり方

上記(1)から(3)の措置をとることにより、労働者が受動喫煙をする機会を低減させることは事業者の義務とすべき。

事業者が講ずる受動喫煙防止措置に関し必要な事項を守ることは労働者の協力が不可欠。

6 事業者に対する支援

受動喫煙防止対策の取組に対する好事例の情報提供が必要。

中小企業に対しては、受動喫煙防止対策の取組を促進するため、財政的支援のほか、相談体制の整備を行うことが望まれる。

7 留意事項

顧客が喫煙するため、現状では直ちに労働者が勤務する場所を禁煙とすることが困難な場合においても、将来的には全面禁煙又は空間分煙による受動喫煙防止の導入について、国民のコンセンサスを得つつ、計画的に取組を進めていくことが必要。

そのためには、職場の受動喫煙防止対策の取組を進めるに当たっては、広く国民一般に対し、たばこ煙の有害性などに関する一層の周知が必要。研究機関等により、調査研究を踏まえて、有害性についてわかりやすい説明がなされることを期待。

新たな制度の導入に伴い、事業場が受動喫煙防止対策の取組を進めるに当たっては、一定の準備が必要なことから、十分な周知が必要。

受動喫煙防止対策を実効性を持って持続的に推進するため、地域保健の関係機関との連携が必要。

テナントとして貸しビルに入居している事業者がその事業場における受動喫煙防止対策の取組を進めるには、建築物貸与者の協力も必要。